

## 会議録（平成29年度第2回愛知県事業評価監視委員会）

- 1 日 時 平成29年7月31日（月） 午後1時30分～午後3時30分
- 2 場 所 愛知県自治センター 6階 第602会議室
- 3 出席者  
（委員）魚住委員、大橋委員、千家委員、中村委員、水谷委員、山崎委員、  
吉永委員  
（県建設部）風岡建設部技監、建設企画課主幹、都市整備課長、  
都市整備課主幹、港湾課主幹 他  
（県農林水産部）農林検査課、農地整備課長、農地整備課主幹、森林保全課主幹 他
- 4 会議次第
  - （1）開会
  - （2）議事
    - ①第3回委員会 審議対象事業の抽出について
    - ②第1回委員会 会議録の確認について
    - ③第1回委員会 修正評価書の確認について
    - ④対象事業の審議について
      - 【再評価】街路事業2事業、林道事業1事業
      - 【事後評価】農業農村整備事業3事業、漁港漁場事業1事業
    - ⑤その他
  - （3）閉会

## 1 第3回委員会 審議対象事業の抽出について

事務局より審議対象事業について説明後、抽出委員が抽出案を提案。

[抽出委員]

第3回の対象事業は、「事前評価」が道路事業、公営住宅等整備事業の計5件、「事後評価」が道路事業、公営住宅等整備事業の計4件の合計9件である。

「事前評価」は、事業種別のバランスを考慮して、道路事業と公営住宅等整備事業の両事業から抽出する。

道路事業では、「鉄道高架事業」と「交差点立体化事業」と事業内容が大きく異なるため、1番の「名古屋祖父江線及び給父清須線（名鉄名古屋本線新清洲高架）」、2番の「一般国道151号宮下立体」の2つの事業を抽出する。

公営住宅等整備事業では、3つの事業内容に大きな差がないため、事業費が大きく、事業期間が長い事業を優先に抽出する。

そのため、3番の「原山台住宅2丁目」、4番の「清水住宅南地区」の2事業を抽出する。

「事後評価」も、事前評価と同様、事業種別のバランスを考慮して、道路事業、公営住宅等整備事業の両事業から抽出する。

道路事業では、事業内容の異なる道路拡幅とバイパス整備から1事業ずつ抽出する。道路拡幅からは、1番の「一般国道248号豊田南拡幅」を抽出し、バイパス整備からは、事業費が大きく、事業期間が長い3番の「名古屋津島線」を抽出する。

公営住宅等整備事業では、1事業のみであるため、4番の「依佐美住宅」を抽出する。

以上、「事前評価」から4件、「事後評価」から3件の合計7件について抽出することを提案する。

[結論] 抽出委員の抽出案を了承する。

## 2 第1回委員会 会議録の確認について

特に意見なし。

[結論] 会議録について了承する。

## 3 第1回委員会 修正評価書の確認について

都市整備課から、修正箇所を説明。

特に意見なし。

[結論] 修正評価書について了承する。

## 4 対象事業の審議

### 【再評価の審議】

#### (1) 街路事業

##### ① 街路事業：名古屋岐阜線の審議

都市整備課から説明。

[委員] 長期化の理由である現道の埋蔵文化財調査が追加で必要となったことについて、経緯や時期を補足して欲しい。

[県] 元々2車線の道路を4車線に拡幅する事業であるが、現道部については特に路床改良の必要性はないと判断して用地買収及び工事を進めてきたが、工事が進んで舗装を開削して確認したところ、状態が悪かったことから、追加で調査を行ったところ、路床改良の必要があることが発覚した。  
埋蔵文化財調査は地中を乱さなければ調査をする必要はないということを進めていたが、路床改良が必要になったことで地中を変化させることになったため、新たに埋蔵文化財調査が必要となり、結果として事業が3年遅れてしまったというものである。

[委員] 埋蔵文化財調査が必要となったのは全区間か。

[県] 事業区間 250m の全区間が埋蔵文化財調査の対象である。

[委員] 分かった。

[結論] 名古屋岐阜線の対応方針（案）について了承する。

##### ② 街路事業：大府東浦線の審議

都市整備課から説明。

[委員] 事業採択時と再評価時を比較すると、延長は280mが460mと約1.6倍となり、工事費は3.1億円が9.4億円と約3倍となっている。単純にメートルあたりの単価が一定であるという訳ではないと思うが、工事費が大きく変動した理由は何かあるのか。

[県] 1工区と2工区の間には石ヶ瀬川があり、この川に架かる橋梁が2工区に計上されているためである。

[委員] 貨幣価値化困難な効果として、通学路の安全性向上に資する事業と評価しているが、評価調書において、周辺市道が通学路であるという記載はあるが、当該道路が通学路であるという記載がない。この場合、通学路の安全性向上に資すると言えるのか。

[県] この事業はバイパスであるため、現在は児童が通行していないが、整備後にはこの事業の一部区間が通学路となるため、通学路の安全性向上に資する事業と言える。

[委員長] 加えて、現状の通学路から通過交通が排除されることにより安全性が高まるという見方もあるため、現状の評価でよいと思う。

[委員] 今回2工区が延伸されているが、延伸理由が現在の評価調書の書き方ではよく分からない。2工区の必要性は分かるが、なぜ当初は2工区が想定されておらず、事業着手後に2工区に着手すると判断したのかが分かるように記載してください。

[県] 当初は家屋が多く存在する1工区を優先して着手していた。その後1工区の進捗がかなり図られたことから、事業箇所の上側に存在する工場へのアクセスの円滑化を目的として2工区に着手したという経緯がある。委員の意見を踏まえ、評価調書の記載内容については検討する。

[結論] 2工区の延伸理由について、可能な範囲で追記するという事で、大府東浦線の対応方針（案）について了承する。

## **(2) 林道事業**

### **■林道事業の費用対効果の算出方法について**

森林保全課から説明。

特に意見なし。

### **③ 林道事業（過疎山村地域代行林道事業）：河上瀬柏洞線の審議**

森林保全課から説明。

[委員] 事業費の増額について、当初計画時には見込めなかったものか。

[県] 当初計画時点では標準的な事業費を積算していたものであり、事業が進み、費用のかさむ区域にさしかかり詳細設計を実施した結果、事業費を増額した。

[委員] 当初に見込めなければ、例えば事前評価の結果が無意味なものになるのではないか。

[県] 今回は、岩の出現など工事が進むことにより現場で初めて明らかになった要因を加味して事業費を増額した。そのため、増額した事業費で再度費用対効果の算出を行った。

[委員] 森林整備の目標について、年に利用区域面積の 2%と高く設定しているが、その理由は。

[県] 本県は早くから積極的に植栽を行い人工林率も高いため、国庫補助事業の採択基準を上回る高い目標を当時設定したものと考えている。

[委員] なぜこの林道を整備するかについて、県全体の森林整備の方針や林業施策の考え方まで含めた説明をしないと理解されにくい。例えば耐用年数である 40 年の間にこの林道を何回使うのか。

[県] 林道事業は山の状況や地域の要望などを検討し、優先度の高いところから実施している。

また、事業上耐用年数は設定されているが、維持・管理しながら耐用年数を超えて使い続け、下刈り、間伐、主伐、植栽のサイクルを繰り返す。

[委員] 優先順位はどうつけるのか。また、事業を中止する判断基準はあるか。

[県] 優先順位は森林資源の充実度等から判断する。

事業を中止する具体的な基準はない。本路線では森林整備の実績も多くあり、中止することは考えていない。今後も更に森林整備が進むよう指導していく。

[委員長] 森林整備事業について、県の全体方針の中でどのような位置付けであるかという、丁寧な説明があると、評価される時に理解がしやすいと思う。

次の機会において、こういった方針で整備を進めているのかを説明して欲しい。

[委員] お金がないこの時代に、森林整備にお金をかけなければいけないのか？と国民は思っている。県としてどういう方針で進めるかを示すと、審議も理解がされやすい。

[結論] 河上瀬柏洞線の対応方針（案）について了承する。

### 【事後評価の審議】

#### （３） 農業農村整備事業

##### ④ 農業農村整備事業（たん水防除事業）：立田輪中二期地区の審議

農地整備課から説明。

[委員] 事業費が増えた理由と、工期が長くなった理由を教えてください。

[県] 本地区の排水は、流域の中央を流れる鶉戸川を通して、ポンプ場から排水する計画であるが、地盤の不等沈下により、地区の下流側において鶉戸川への排水が困難となったため、下流西側に1,450mの排水路を整備する計画とし、事業採択された。

しかし、その後、上流側についても、下流側と同様に、地盤沈下により、排水路を整備する必要が生じ、計画変更で約3,800m追加して、合計5,268mの排水路を整備することとした。このため、事業費が増加し、工期も延長した。

[結論] 立田輪中二期地区の対応方針（案）について了承する。

##### ⑤ 農業農村整備事業（たん水防除事業）：新孫宝地区の審議

農地整備課から説明。

特に意見なし。

[結論] 新孫宝地区の対応方針（案）について了承する。

##### ⑥ 農業農村整備事業（たん水防除事業）：五明千秋地区の審議

農地整備課から説明。

[委員] 排水路を整備する場合は、ポンプを整備する場合とは違い、3日間連続雨

量よりも短時間の降雨強度が重要であるので、主要目標の達成状況についても、最大3日連続雨量ではなく、最大1時間雨量で評価すればいいのではないか。

[県] 本事業は、国の補助事業により実施していることから、国の基準に基づいて20年に1回程度発生する3日連続雨量を計画基準雨量として整備している。このため主要目標の項目についても3日連続雨量としている。

[結論] 五明千明地区の対応方針（案）について了承する。

#### (4) 漁港漁場事業

##### ⑦漁港漁場事業（漁港修築事業）：師崎漁港の審議

港湾課から説明。

[委員] 事業効果の精査によって、一部の防波堤の施工を取りやめることになったとあるが、それはトータルに対してどのくらいの延長ですか。

[県] 添付の詳細説明資料の2ページの写真にもありますが、255m分を取りやめています。

[委員] 労働環境の改善ということで、海で働く利用者の労働環境が改善されたとは、素晴らしいと思います。一方で、これまで事業評価監視委員会で議論されていない新しい視点ですが、この事業を進めるに当たり、建設コンサルタントや建設業者、県職員等の労働環境は、ワークライフバランスの視点から無理のない範囲で実施されているのでしょうか。

[県] 関係する3者についてですが、特に問題無く事業が遂行されており、労働環境についても問題なかったと考えております。

[県] 補足させていただきますが、ワークライフバランスということで全国的に話題になっており、愛知県においても、労働環境を改善する取組を行っています。例えば、週休二日制を導入してもらう工事や、トイレ等現場の環境を改善するような工事をモデル的に進めているところでございます。建設コンサルタントにおいても、我々の仕事のやりかたですけれども、例えば金曜日に依頼をして月曜日を期限にしないとか、夕方の打合せをしないとか、そのような取組を行っているところです。

[委員] 労働環境の改善を進めていることは素晴らしいことだと思います。ありがとうございます。

[結論] 師崎漁港の対応方針（案）について了承する。

以上